

## <報道発表資料>

令和8年6月2日

### 教職員の懲戒処分について

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1 処 分 内 容         | 懲戒処分（停職6月）   |
| 2 処 分 年 月 日       | 令和8年6月2日   |
| 3 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 教諭・57歳・男性  |
| 4 地 域 ・ 校 種       | 東部地区・県立高等学校  |
| 5 発 生 年 月 日       | 令和7年6月下旬から7月上旬までの間の午後5時から午後5時10分頃<br>令和7年11月11日（火曜日）午後5時10分頃 |

#### 6 事 件 ・ 事 故 の 概 要

当該職員は、令和7年6月下旬から7月上旬までの間、午後5時から午後5時10分頃、教室において女子生徒に対し、性的な発言を複数回行った。

また、当該職員は、令和7年11月11日（火曜日）午後5時10分頃、教室内において、生徒同士が話をしていた際、男子生徒の手首を掴み、女子生徒の腕に男子生徒の手を触れさせようとしたが、誤って女子生徒の胸に手を押し当てさせた。

#### 問合せ先

教育局 県立学校人事課 管理指導担当 遠井  
直通 048-830-6726 内線 6726  
E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp